**医療機関と雇用契約（常勤・非常勤を問わない）**（**雇用契約書を**持参します）

**指示書→　　　←報告書　　　報酬→**



訪問栄養指導を頼みたい

管理栄養士の訪問サービスをご活用ください

ご

１１医療圏ごとに地区担当者を配置（別紙参照）

栄養ケア・ステーション

（公社）**愛知県栄養士会へ**

☎（052）332-1113 FAX(052)332-6009 　　　　　　　　　　　　メール：care@aichiken-eiyoushikai.or.jp

**医療機関医師主治医**

**訪問**　　　　　食事や栄養管理の方法を具体的に指導し、低栄養の改善に努めます

地区担当管理栄養士が**電話**いたします。



（介護保険）居宅療養管理指導537単位　　　　　（単一建物居住者２～９人483単位）　or　　　　（医療保険）在宅訪問栄養食事指導530点　　　　　**請求**

（公社）愛知県栄養士会　在宅医療・介護委員会

